

佐監公示第1-2号
令和8年1月20日

令和6、7、8年度佐世保システム通信隊通信機器等の維持整備の契約希望者募集要項の一部変更

令和6、7、8年度佐世保システム通信隊通信機器等の維持整備の契約希望者募集要項（佐監公示第1号。令和5年10月23日）について、下記のとおり変更します。

（代表公募実施権者）
分任支出負担行為担当官等
佐世保地方総監部経理部長

記

関連文書別紙第1第1項（6）「その他の機器等」番号1の表を、以下のとおり改める。

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	I P 伝送装置 G C T - D N - 9 0 0 - J	針 1 琴 1	(1) 表示灯点検	M
			(2) 装置目視点検	M
			(3) 機器実装状態点検	M
			(4) 各操作部位の点検	M
			(5) ケーブル、部品の取り付け、緩み点検	M
			(6) 装置設置状態点検	A
			(7) 警報点検	A

数量に琴1を追加する。

佐 監 公 示 第 1 号

令和5年10月23日

一部変更 佐 監 公 示 第 1 - 1 号

令和6年12月2日

一部変更 佐 監 公 示 第 1 - 2 号

令和8年1月20日

令和6、7、8年度佐世保システム通信隊通信機器等の維持整備の契約希望者募集要項（公募）

令和6、7、8年度佐世保システム通信隊通信機器等の維持整備の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

分任支出負担行為担当官等

佐世保地方総監部経理部長

記

1 調達品目

募 集 区 分	備 考
佐世保システム通信隊通信機器等の維持整備	対象品目は別紙第1のとおり

2 調達予定時期

令和6年4月～令和9年3月

3 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者

(5) 令和07・08・09年度の競争参加資格（全省庁統一資格）、「役務の提

供等」に係る九州・沖縄地区の競争参加資格を有する者

(6) 本事業に必要な次の履行能力を有するか、契約締結時までには有することができる者

ア 本役務の履行能力を有するもの

イ 本役務を効率、かつ、効果的に実施できる技術を有していること。

ウ 本役務の遂行に必要な次の要件に合致する技術者を1名以上従事させる体制を有していること。

(ア) 一般管理

安全、工程管理、保全に関する能力

(イ) データ管理

各種点検記録簿等の記録（各種機器等のデータ収集、記録管理、分析及び各種報告書の作成等）、官側が要求する各種報告書作成に関する能力

(ウ) 整備作業

各陸上装備品等の計画整備能力（週間、月間、3ヵ月、6ヵ月、年間、状況整備の別）

ウ 秘密を取り扱う場合は、秘密に属する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者

エ 法令の認可

現場作業において常に1名以上の法的資格（別紙に示す対象機器について電波法第39条及び電波法施行令第3条の定める資格以上）を有する整備技術者を履行時までには配置できる体制を有すること。

(7) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者

(8) 当該役務の一部を第三者に委託する場合は、委託させる業務内容に応じて、本項第6号のうち必要な条件を満たすこと。

4 参加表明

応募する者は、別紙第2に示す「参加表明書」及び本項第1号～第3号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

(1) 資格審査結果通知書（写し）

(2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

(3) 誓約書、証明書、保証書その他前項第7号を証する書類

5 技術資料の提出

過去5年以内に同一の技術資料を提出した者で、本年度の資料に変更がないか又は部分的な変更のみである場合は、変更のない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって換えることができる。

- (1) 本役務と同等又は類似の受注実績（様式適宜、実績がない場合は省略可）
- (2) 本役務の実施にあたり、必要な整備技術者を所要数従事させる体制を証明する書類等（組織図、整備技術者名簿、資格者及び作業員の年間整備動員計画、安全管理体制及び教育実施状況等）
- (3) 法的資格者を配置できる体制を証明する書類（資格者名簿及び資格免許の写し。）
- (4) 秘密保全上支障のないことを確認した者を従事させる体制を証明する書類等（秘密・情報保全の証明及び教育実施状況等）
- (5) 下請業者に一部業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表及び本項第1号から第4号に規定する書類

6 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

〒857-8567

長崎県佐世保市平瀬町18番地

0956-23-7111（内線3252）

(2) 提出期間

令和8年1月22日（木）～令和8年2月24日（火）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までを除く時間とする。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部

会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部

- (5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該募集に係る調達が既済となっている可能

性がある。

7 技術資料等の審査

技術資料等の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料等、その他公募資格に必要な事項について説明を求められた場合、迅速に対応する体制を整えておくこと。

8 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

9 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てすることができる。

ア 窓口：海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

イ 時間：土、日及び祝日を除く、毎日午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までの時間を除く時間とする。

(2) 分任支出負担行為担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

10 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり下記の各号について、同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び業態調査等への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

- オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。
 - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出に当たっては、製本等過剰な編てつは不要とする。

佐世保システム通信隊整備実施基準

1 定期点検

(1) 地上マイクロ伝送システム及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	無線装置 GPV-DN732	琴1	(1)外観点検	M
			(2)内部点検	M
			(3)各部電圧電流値測定(メータリング)	M
			(4)送信出力測定	A
			(5)送信スペクトラム測定	A
			(6)送信周波数測定	A
			(7)占有周波数帯域幅測定	A
			(8)スプリアス測定	A
2	無線装置 GPV-DN794	烏1 白2	(1)外観点検	M
			(2)内部点検	M
			(3)各部電圧電流値測定(メータリング)	M
			(4)送信出力測定	A
			(5)送信スペクトラム測定	A
			(6)送信周波数測定	A
			(7)占有周波数帯域幅測定	A
			(8)スプリアス測定	A
3	無線装置 GPV-DN795	烏1	(1)外観点検	M
			(2)内部点検	M
			(3)各部電圧電流値測定(メータリング)	M
			(4)送信出力測定	A
			(5)送信スペクトラム測定	A
			(6)送信周波数測定	A
			(7)占有周波数帯域幅測定	A
			(8)スプリアス測定	A
4	無線装置 GPV-DN797	琴2	(1)外観点検	M
			(2)内部点検	M
			(3)各部電圧電流値測定(メータリング)	M
			(4)送信出力測定	A
			(5)送信スペクトラム測定	A
			(6)送信周波数測定	A
			(7)占有周波数帯域幅測定	A
			(8)スプリアス測定	A

佐世保システム通信隊整備実施基準（続き）

(1) 地上マイクロ伝送システム及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
5	デジタル伝送端局装置 GCT-DN5	鳥1 白1 琴1	(1)各操作部位の状態点検	M
			(2)警報点検	M
			(3)各部送受信レベルの点検	S
			(4)ケーブル、部品等の取り付け、緩み点検	S
			(5)各部電圧点検	S
6	デジタル配分装置 GCT-DN731	琴1	(1)装置の目視点検	M
			(2)ユニット実装状態点検	M
			(3)ケーブル、部品等の取り付け、緩み点検	S
7	警備監視装置 GC-DN812-J	鳥1 白1 琴1	(1)外観点検、手入	M
			(2)動作確認	M
			(3)操作部位の点検、手入	M
			(4)コード、アンテナなどの点検、手入	M
			(5)外部ネジ類の締付け	M
			(6)構成品などの過不足の点検	M
			(7)接続部、結合部の点検、手入	M
			(8)通信の疎通確認	M
			(9)監視カメラの点検	M
			(10)フェンスセンサの点検	M
			(11)赤外線センサの点検	M
			(12)開扉センサの点検	M
			(13)広配光型投光器の点検	M
			(14)警告拡声器の点検	M
			(15)設置状態の点検	A
8	監視装置 GC-DN751	鳥1 白1 琴1	(1)表示灯の点検	M
			(2)装置の目視点検	M
			(3)ユニット実装状態点検	M
			(4)電圧確認	S
			(5)ケーブル、部品等の取り付け、緩み点検	S
			(6)動作確認	S

佐世保システム通信隊整備実施基準（続き）

(1) 地上マイクロ伝送システム及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
9	監視制御通信変換装置 GC-DN753	烏1 白1 琴1	(1)表示灯の点検	M
			(2)装置の目視点検	M
			(3)ユニット実装状態点検	M
			(4)電圧確認	S
			(5)ケーブル、部品等の取り付け、緩み点検	S
10	多重変換装置 LCC-31	針2	(1)外観点検	W
			(2)送、受回路のレベル点検	W
			(3)コネクタ、ケーブル、接続部の点検	M
			(4)キーイング回路の作動試験	S
			(5)機器内、外部の清掃	A
11	切換盤 K-SB-013	烏1 白1 針1	外観点検	M
12	空気充填装置	烏1 白1 琴1	(1)外観点検	M
			(2)充填空気気圧点検	M
			(3)圧力開閉器の点検	M
			(4)電動ポンプ作動回路の点検	M
			(5)乾燥剤の点検、交換	A
13	搬送機器等監視表示盤	針1	(1)表示灯等の目視点検	W
			(2)部品等の目視点検	W
			(3)接続ケーブル、配線の点検	Q
			(4)機器内、外部の清掃	S

(2) 電源関連機器等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	発動発電機 GGN-62-Y	烏1 白1	(1)防錆運転	M
			(2)外観点検	M
			(3)起動用蓄電池の点検	M
			(4)エンジンオイル・レベルの点検	M
			(5)エアクリーナの点検、清掃	M
			(6)Vベルト点検、調整	M
			(7)エンジンオイルの交換	A
			(8)オイルフィルターカートリッジの交換	A
			(9)制御盤及び発電機の清掃	A

佐世保システム通信隊整備実施基準（続き）

(2) 電源関連機器等

2	発動発電機 GGN-76-Y	琴1	(1)防錆運転	M
			(2)外観点検	M
			(3)起動用蓄電池の点検	M
			(4)エンジンオイル・レベルの点検	M
			(5)エアクリーナの点検、清掃	M
			(6)Vベルト点検、調整	M
			(7)エンジンオイルの交換	A
			(8)オイルフィルターカートリッジの交換	A
			(9)制御盤及び発電機の清掃	A
3	発動発電機 N-PU-88C	針1	(1)振動及び音響点検	M
			(2)異臭点検	M
			(3)燃料油量点検	M
			(4)潤滑油量点検	M
			(5)冷却水量点検	M
			(6)発動機計器指示点検	M
			(7)直流計器指示点検	M
			(8)入出力計器指示点検	M
			(9)ヒューズ点検	M
			(10)燃料漏れ点検	M
			(11)潤滑油漏れ点検	M
			(12)冷却水漏れ点検	M
			(13)ファンベルト点検	M
			(14)変色・変形点検	S
			(15)ボルト・ナット類の緩み点検	S
			(16)接続部の損傷・断線点検	S
			(17)蓄電池電圧点検	S
			(18)機械的可動点検	A
			(19)発電機清掃	A
			(20)制御盤内部清掃、点検	A
			(21)燃料ドレン抜き	A
			(22)エンジンオイルの交換	A
			(23)オイルフィルターカートリッジの交換	A

佐世保システム通信隊整備実施基準（続き）

(2) 電源関連機器等

4	電源部 N-P P-305E	鳥1 白1 針1	(1) 前面液晶ディスプレイの各指示値の点検	M
			(2) 部品の点検	Q
			(3) 機器内外部清掃	S
5	整流装置 GRA-342	鳥1	(1) 外観点検	M
			(2) 電圧電流の測定	M
6	整流装置 GRA-343	白1	(1) 外観点検	M
			(2) 電圧電流の測定	M
7	整流装置 GRA-346	琴1	(1) 外観点検	M
			(2) 電圧電流の測定	M
8	蓄電池 155G-51	針1	(1) 外観点検	M
			(2) 蓄電池電圧測定	M
			(3) 蓄電池比重測定	M
			(4) 蓄電池液面点検	M
9	蓄電池 GBB-124-Y	鳥1	(1) 外観点検	M
			(2) 浮動充電中の総電圧測定	M
			(3) 浮動充電中の単電圧測定	M
10	蓄電池 GBB-125-Y	白1	(1) 外観点検	M
			(2) 浮動充電中の総電圧測定	M
			(3) 浮動充電中の単電圧測定	M
11	蓄電池 GBB-129-Y	琴1	(1) 外観点検	M
			(2) 浮動充電中の総電圧測定	M
			(3) 浮動充電中の単電圧測定	M
12	直流電源装置	針1	(1) 表示灯等の目視点検	W
			(2) 出力電圧の点検	S
			(3) 機器内外部の清掃	S
13	通信用分電盤	針1	(1) 部品等の目視点検	W
			(2) 動力盤指示計器の指示値の点検	W
			(3) 接続ケーブル、配線の点検	Q
			(4) 分電盤筐内、外部の清掃	A
14	地下燃料タンク	鳥1 白1 琴1	点検表に基づく点検	M

佐世保システム通信隊整備実施基準（続き）

(3) 空気調和装置等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	空気調和装置 N-HD-60D	針1	(1) 外観点検	M
			(2) 機能点検	M
			(3) エアフィルタの清掃	M
			(4) 室内外ユニットの清掃	Q
2	空気調和装置 SRYJ400PR	針1	(1) 外観点検	W
			(2) 機器の清掃及び室外機の点検	M
			(3) エアフィルタの清掃	M
			(4) 室内外ユニットの清掃	Q
3	空気調和装置 PFK-P280AW-A	琴1	(1) エアフィルタの清掃	M
			(2) ファンベルトの点検	M
			(3) 室内外ユニットの清掃	A
4	空気調和装置 RP-P280C	鳥1 白1	(1) エアフィルタの清掃	M
			(2) ファンベルトの点検	M
			(3) 室内外ユニットの清掃	A

(4) 無線機及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	送信機 LRT-20D-2	針3	(1) 自己診断（送信機 LRT-20D()）	S
			(2) エアフィルタの清掃（送信部）	S
			(3) エアフィルタの清掃（電力増幅部）	S
			(4) ファンの作動点検（送信部）	S
			(5) ファンの作動点検（電力増幅部）	S
			(6) 送信出力点検（送信機 LRT-20D()）	A
			(7) 周波数確度（送信機 LRT-20D()）	A
2	無線機 LRC-19F-1	鳥1 白1 琴1	(1) 自己診断	S
			(2) エアフィルタの作動点検	S
			(3) ファンの作動点検	S
			(4) 送信出力	A
			(5) 周波数偏差	A
			(6) 変調度	A
			(7) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	A
			(8) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値	A
			(9) 感度	A

佐世保システム通信隊整備実施基準（続き）

(4) 無線機及び同関連機器

3	無線機 LRC-19F-3	烏2 白1	(1) 自己診断	S
			(2) エアフィルタの作動点検	S
			(3) ファンの作動点検	S
			(4) 送信出力	A
			(5) 周波数偏差	A
			(6) 変調度	A
			(7) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	A
			(8) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値	A
			(9) 感度	A
4	受信機 LRR-20B	白1 琴1	(1) 外観点検	M
			(2) 受信盤、端局盤自己診断による作動点検	M
			(3) 受信盤、端局盤電源電圧点検	M
			(4) 端局盤制御・確認信号の点検	M
			(5) 端局盤入出力レベルの点検	M
			(6) 総合作動試験	M
			(7) 受信感度測定	S
			(8) 通過帯域幅測定	S
			(9) 受信盤、端局盤の内部点検・清掃	A
5	受信機 LRR-20B-1	琴1	(1) 外観点検	M
			(2) 受信盤、端局盤自己診断による作動点検	M
			(3) 受信盤、端局盤電源電圧点検	M
			(4) 端局盤制御・確認信号の点検	M
			(5) 端局盤入出力レベルの点検	M
			(6) 総合作動試験	M
			(7) 受信感度測定	S
			(8) 通過帯域幅測定	S
			(9) 受信盤、端局盤の内部点検・清掃	A
6	受信機 ORR-20B	針1	(1) 外部の目視点検及び基本操作確認	M
			(2) 各電圧の確認及び機器の清掃	M
			(3) 受信動作の確認	M
			(4) 自己診断	Q

佐世保システム通信隊整備実施基準（続き）

(4) 無線機及び同関連機器

6	受信機 ORR-20B		(5)受信感度の測定	A
7	無線機制御器 N-C-1330-Y	烏4 白2 琴1	外観点検	A
8	管制装置 LSW-19F 送信制御器 N-C-752F	針1	(1)自己診断1	M
			(2)自己診断2	M
			(3)電源電圧点検	M
			(4)外観点検	M
			(5)ファンモータ点検	M
			(6)エアフィルタ清掃	M
			(7)スライドレール点検	S
			(8)ファンモータの汚れ点検	S
9	管制装置 LSW-19F-1 送信制御器 N-C-752F-1	針1	(1)自己診断1	M
			(2)自己診断2	M
			(3)電源電圧点検	M
			(4)外観点検	M
			(5)ファンモータ点検	M
			(6)エアフィルタ清掃	M
			(7)スライドレール点検	S
			(8)ファンモータの汚れ点検	S

(5) 空中線及び同関連機器

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	空中線 N-AT-24C	烏1 白2 琴1	空中線の点検	A
2	空中線 N-AT-122	烏1	空中線の点検	A
3	空中線 N-AT-123	烏1	空中線の点検	A
4	空中線 GAV-730-I	烏3 白2 琴2	(1)外観点検	M
			(2)ボルトの緩み点検	A
5	空中線 GAV-730-IS	白4	(1)外観点検	M
			(2)ボルトの緩み点検	A

佐世保システム通信隊整備実施基準（続き）

(5) 空中線及び同関連機器

6	空中線 GAV-730-IIA	琴2	(1) 外観点検	M
			(2) ボルトの緩み点検	A
7	空中線 GAV-740-IIA	琴2	(1) 外観点検	M
			(2) ボルトの緩み点検	A
8	空中線 TE-003	針1	(1) 空中線の目視点検（停波時の点検）	M
			(2) 空中線の下回りの清掃	M
9	線条空中線	針4	(1) 目視点検	M
			(2) 絶縁測定	A
10	整合器 LRA-5B	針3	(1) 目視点検	M
			(2) 定在波比点検	M
			(3) 作動点検	M
			(4) 機械的作動部の点検	Q
			(5) 浸水の有無の点検	Q
			(6) 締め付けボルト・ナット点検	Q
			(7) 配線及び部品の目視点検	Q
			(8) DC電圧測定	Q
			(9) 機器内外の清掃手入れ	A
			(10) 絶縁測定	A
			(11) 調定精度	R
11	空中線切替器 N-SA-67	針1	(1) 表示灯等の目視点検	W
			(2) つまみ類の点検	M
			(3) 切替器作動点検	M
			(4) 同軸リレー部の電源ヒューズの点検	Q
			(5) 絶縁試験	A
			(6) 機器内、外部の清掃	A

(6) その他の機器等

番号	構成品目	数量	実施項目	周期
1	IP伝送装置 GCT-DN-900-J	針1 琴1	(1) 表示灯点検	M
			(2) 装置目視点検	M
			(3) 機器実装状態点検	M
			(4) 各操作部位の点検	M
			(5) ケーブル、部品の取り付け、緩み点検	M
			(6) 装置設置状態点検	A
			(7) 警報点検	A

佐世保システム通信隊整備実施基準（続き）

(6) その他の機器等

2	遠隔制御監視装置 LSW-70-2	針1	(1) 目視点検	M
			(2) 動作確認（PC操作、HDDレコーダー）	M
			(3) 監視カメラ機能点検（1台あたり）	M
			(4) 集音マイク機能点検（1台あたり）	M
			(5) 光振動センサー機能点検	M
			(6) 投光器起動／停止制御点検（1台あたり）	M
			(7) 拡声器制御点検（1台あたり）	M
			(8) 門扉センサー検出警報制御点検	M
			(9) 機器内外部の清掃	A
3	避雷器	鳥1 白1 琴1	(1) 目視点検	M
			(2) 収容盤点検、清掃	M
3	二酸化炭素消火設備	鳥1 白1 琴1	目視点検	M
4	鉄塔	鳥1 白1 琴1 針3	(1) 外観点検	M
			(2) 目視点検	A
5	局舎内外点検清掃	鳥1 白1 琴1 針1	目視点検、清掃	M
6	外柵等点検整備	鳥1 白1 琴1 針1	(1) 目視点検、清掃	M
			(2) 敷地内整備点検（鳥、白、琴に限る）	R

2 維持管理

番号	構成品目	数量	実施項目
1	維持管理	鳥1 白1 琴1 針1	整備実施計画の作成並びに整備データの記録、分析、評価及び管理

佐世保システム通信隊整備実施基準（続き）

※1 作業内容は、各標準整備カードによる。

2 烏：烏帽子無線中継所、白：白岳無線中継所、琴：琴海無線中継所、針：針尾送信所

3 整備項目 W：週間、M：月間、Q：3か月、S：6か月、A：年間、R：状況整備

（官が指定する時期に実施）

(記入例)

令和〇年〇〇月〇〇日

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部長 殿

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長〇〇〇〇 印

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

- 1 公示番号（日付）
佐監公示第1-〇号（令和〇年〇〇月〇〇日）

- 2 応募品目

〇〇〇

番号	構成品目	数量	実施項目
〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
2 決算報告書（写し）
3 誓約書
4 技術資料

※参加表明書、技術資料 各2部提出
資格審査結果通知書、決算報告書等、誓約書 各1部提出